

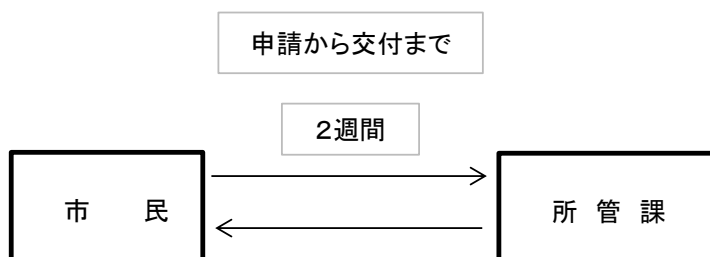
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	高压ガス貯蔵所の変更許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、高压ガスの貯蔵所の変更許可を行う。	
根 拠 法 令 名	高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第19条第1項及び第3項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	2週間
判断基準	<p>法第16条第1項に該当する者の申請で、同条第2項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高压ガス保安法 第19条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。 3 第16条第2項の規定は、第1項の許可に準用する。 第16条 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一般高压ガス保安規則 第21条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準 第22条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 第23条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 第99条 危険のおそれのない場合等の特則</p> <p>液化石油ガス保安規則 第22条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準 第23条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 第24条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 第97条 危険のおそれのない場合等の特則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。